

平成26年度「海外知的財産アドバイザー」募集要項

1. 事業の目的

我が国が持続的な経済成長を遂げるためには、我が国がこれまで培ってきた強みである技術力を活かし、研究開発により創出された革新的な技術を活用したイノベーションを促進していくことが重要です。

グローバル・ネットワーク時代の中、我が国産業においては、新興国を中心とした海外進出が活発化しており、現地での事業展開によってイノベーションが創成され、国際競争力の強化につながることが期待されています。

そのためには、海外進出を計画している企業又は海外進出している企業（以下「海外進出企業」という。）が自立的に知財マネジメントを推進し、また、海外進出企業を支援している政府機関・地方自治体・公的支援機関等においても、長期的観点でのステージに応じた知財リスク対応、ビジネス視点での知財マネジメント策定への集中的な支援を提供することは必要不可欠です。

海外知的財産アドバイザー事業（以下「本事業」という。）は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）の委託を受けた一般社団法人発明推進協会が、グローバル知的財産マネジメントの知見を有する専門家である海外知的財産アドバイザー（以下「海外AD」という。）により、海外進出企業等に対し、知的財産活用の普及・啓発を行うことにより、知的財産情報の高度活用による権利化等が促進されるようにすることを目的として実施するものです。

2. 事業の概要

本事業では、海外ADが、海外での知的財産活用のための情報を収集・整理し、セミナー等を通じて情報提供することにより、海外進出企業等に対して、海外進出における知的財産戦略策定、知的財産マネジメント等を通じた知的財産の活用の重要性を普及啓発するものです。

3. 海外ADの業務内容

海外ADは、グローバル知的財産マネジメントの知見を有する専門人材として、海外進出企業、並びに海外進出企業を支援している政府機関・地方自治体・公的支援機関、団体等へ、海外進出時の知的財産活用に関する情報提供を行うことにより、海外進出時のグローバル知的財産マネジメントの普及啓発を行います。

＜主な業務内容＞

（１）海外知的財産活用セミナー等への派遣による普及啓発

「海外知的財産活用セミナー等における業務」※のとおり開催する海外知的財産活用セミナーにおける講師として、グローバル知的財産マネジメントに関する情報提供を行う。

※「海外知的財産活用セミナー等における業務」は発明推進協会ホームページを御覧

ください。 URL : <http://www.jiii.or.jp>

（２）海外進出企業等への派遣による普及啓発

情報・研修館の指示に基づき、情報・研修館の海外知的財産プロデューサーによる企業ハンズオン支援に同行して、海外進出企業が自立的に知的財産マネジメントを推進するために、以下の情報の収集・調査・提供を行う。

業務の遂行にあたっては、海外AD及び事務局は、情報・研修館及び情報・研修館の海外知的財産プロデューサーに対し、原則として対面及び書面での事前・事後打ち合わせを行うものとする。

- ①海外進出企業の基礎情報、国内外での知的財産権取得状況、その他支援に必要な情報の収集・調査
- ②海外進出企業内の知財実務のための情報の提供（海外の知的財産権制度、海外知的財産権調査・第三者権利調査の手法、国内外出願手続、外国企業との契約に関する情報等）
- ③海外進出企業に対する公的機関の海外展開支援施策（特許庁の地域中小企業外国出願助成、日本貿易振興機構の中小企業知的財産権保護対策事業、等）の紹介
- ④企業ハンズオン支援内容をもとにした、海外知的財産戦略の策定及びグローバル知的財産マネジメントに関する有用な情報（支援事例等）の収集

（３）海外進出企業等の調査による海外現地情報の収集

本事業で行う海外進出企業等の調査において、日本企業が海外進出する主な地域（中国、韓国、台湾、ASEAN、インド等）に進出している日系企業、政府機関、在外日本商工会議所等の訪問調査に海外ADが同行して、特に中小・中堅企業の海外進出における現状、知的財産面での課題等を調査する。

4. 募集内容

職 名	海外知的財産アドバイザー
採 用 人 数	若干名
勤 務 先	一般社団法人発明推進協会 知的財産プロデューサーグループ
募 集 方 法	公募

5. 契約概要

身 分	発明推進協会契約職員（契約時に現在の勤務先を退職していること）
契 約 期 間	平成26年7月1日から平成27年3月31日（予定） なお、情報・研修館において本事業を継続する場合で、かつ当該契約期間の評価に応じては、雇用が継続される予定。
守 秘 義 務	契約職員は、業務上知り得た内容について守秘義務を負うものとする。

6. 契約条件

勤 務 時 間	1日あたりの所定労働時間は、当協会の就業規則に定められた勤務時間内とする。ただし、最大7時間45分とする。
賃 金	①年俸制とし、750万円とする。ただし、賃金の支給については年俸を12分割した額を毎月支給する。 ②通勤手当は、当会規定により支給する。 ③住居手当及び超過勤務手当は支給しない。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険、労災保険等、当会規定による。
休日・休暇	①土曜、日曜、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日とする。 ②年次有給休暇あり。

7. 応募資格

応募要件	① 知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等のうち少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。 ② 我が国企業等が海外での事業展開を予定する主な国（中国、韓国、台湾、ASEAN、インド、欧州、米国等。）のうち少なくとも1カ国の知的財産制度に関する専門的知識を有すること。 ③ 主に中小企業等の我が国企業等からの相談への対応や、関係機関等との連携のための、十分なコミュニケーション能力・調整能力を有すること。 ④ 現職のある者は現在の勤務先、休職中の者は前職の勤務先の人事部長又は知的財産部長以上の管理者からの推薦を受けることができること。
------	--

8. 提出書類及び提出期限

提出書類	① 海外知的財産アドバイザー応募申込書（別添1） ② 履歴書（市販履歴書も可） ③ 職務経歴書（企業内での職務経歴と従事した業務内容が時系列でわかるもの：様式自由） 提出部数 1部 ※ 応募書類は返却しない。
提出期限	平成26年5月26日（月）必着
提出先	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館内 一般社団法人 発明推進協会 知的財産プロデューサーグループ なお、封筒に「海外知的財産アドバイザー応募書類在中」と朱書きのこと。 直接提出する場合は午前9時～午後5時30分まで受け付ける。

※募集要項、応募申込書等の書類は発明推進協会ホームページよりダウンロードできます。

URL : <http://www.jiii.or.jp>

9. 海外知的財産アドバイザーの選考

選考方法	「海外知的財産アドバイザー採用基準」に基づき行う。※
書類選考	応募書類に基づき書類選考を行う。
面接	書類選考通過者に対し、東京において面接を行う。 面接日：平成26年5月29日（木）又は30日（金）（予定） 面接時刻は別途連絡する。 なお、面接のための交通費及び宿泊費は支給しない。
選考結果	選考結果については、平成26年6月11日（水）（予定）までに電話等で通知する。 なお、後日書面を送付する。

※採用基準は発明推進協会ホームページを御覧ください。

URL : <http://www.jiii.or.jp>

10. 採用及び研修

採用日	平成26年7月1日
研修	採用者に対して、必要に応じて研修を行う予定。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 発明推進協会 海外知的財産アドバイザー 担当 友繁、渡邊

TEL:03-3502-5428 FAX:03-3504-2031 e-mail:producer-ad@adp.jiii.or.jp

※個人情報については厳重に管理し、海外知的財産アドバイザーの選考及び同派遣事業の円滑な運営目的として本事業委託元である情報・研修館と共有する以外に利用することはありません。

<http://www.jiii.or.jp/disclosure/privacypolicy.html>